

【県域助成9】

令和5年度事業

むすび丸ピンバッジ募金「防災資機材整備支援助成事業」

募集要項



社会福祉法人 宮城県共同募金会

〒984-0051 仙台市若林区新寺1丁目4-28

TEL 022-292-5001/FAX 022-292-5002

E-mail post@akaihane-miyagi.or.jp

1 趣旨

近年、全国各地で地震や大雨などの自然災害が多発しており、平時からの防災・減災への取り組みが求められています。本会では、仙台・宮城観光キャラクター「むすび丸」とのコラボバッジの頒布を財源とし、市町村社会福祉協議会が行う防災・減災を目的とした事業等を助成支援するために必要な事項を定めるものです。

2 対象事業

次の事業を対象とする。

① 防災・減災活動に必要な備品や資機材の整備

【例】

- ・防災テント、発電機、投光器等非常用照明、防災ラジオ、ソーラーパネル付きポータブル充電器、除雪資機材、倉庫、防災教育教材の購入
- ・非常食等の備蓄、非常用時持出袋の整備

② 防災活動の支援

【例】

- ・災害ボランティアの養成研修、防災意識向上のための講習会、学校等での防災教育の開催
- ・防災ハンドブックの作成

③ その他防災・減災のために必要と認められる事業

3 対象団体

市町村社会福祉協議会

4 対象経費

次の費用を対象とします。

- ① 事業目的を達成するための資機材等の購入費
- ② 事業目的を達成するための会議費、研修費、報償費、旅費等

5 対象外経費

次の費用は対象としません。

- ① 団体の運営に関わる管理経費及び人件費

- ② 団体運営上必要な機器、備品等の購入費
- ③ 飲食費またはそれに類する費用
- ④ 高額な交通費及び報償費

6 助成額

助成予算総額200万円、上限額1団体20万円

※1 助成金は、万円単位(1万円未満の端数は切捨て)とします。

※2 本助成事業に対する申請は1回とします。

※3 他の民間助成事業との組み合わせは構いませんが、経費の重複がないようにしてください。(組み合わせる他の民間助成事業の要綱等もご確認ください。)

7 申請受付期間

令和5年7月24日(月)から8月25日(金)まで ※本会必着

8 助成事業の実施期間

助成事業は令和5年度で終了するものとします。

9 助成の審査

助成事業については、配分委員会の審査を経て決定します。

10 助成金の交付

助成金の交付決定後、概算払いで助成金を交付します。

助成金交付予定日:令和5年9月下旬

11 助成の手続き

(1)申請

助成を受けようとするものは、申請書(様式第1)に次の書類を添えて、別にさだめる日まで本会へ提出するものとします。

なお、必要に応じて、審査に必要な書類の追加提出を求めることがあります。

- ① 助成金事業計画書(別紙1)

- ② 助成金事業に係る収支予算書(別紙2)
- ③ 運営状況報告書(別紙3)
- ④ 定款又は会則
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 令和5年度事業計画書・収支予算書
- ⑦ 令和4年度事業報告書・収支決算書
- ⑧ 見積書・カタログ(備品、機材購入の場合)
- ⑨ 通帳の写し(団体名義)

(2) 助成決定

助成決定したときは、速やかに決定通知書を申請者に送付し、助成金を交付するものとします。

(3) 助成決定後のお願い

本助成事業による活動状況や成果を貴会の広報誌やホームページ、SNS 等により発信してください。

また、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、購入備品等には赤い羽根ロゴマークの表示及び助成金を活用した事業であることを必ず明示してください。

(4) 事業完了後の報告

事業完了後1カ月以内に事業完了報告書(様式3)及び事業の写真(画像)データ、寄付者へのありがとうメッセージを提出するものとします。

12 助成金の取消し及び返還

次のいずれかに該当するときは、助成を取り消し、助成金の全額若しくは一部を返還させることがあります。

- (1) 助成事業を中止したとき
- (2) 助成金を指定した事業に使用しないとき
- (3) 助成金の残金があるとき
- (4) その他本会の指示に反し不相当と認めるとき

13 その他

審査の結果に関わらず、提出書類は返還しません。

- (1) 提出書類は、審査を行う作業において複製することがあります。
- (2) 申請に要する経費については、全て申請団体の負担となります。
- (3) 原則として、宮城県共同募金会が開設するホームページで助成団体の団体名等について公表します。